

(書式 2-2-1-1)

不動産を単独で相続する場合の遺産分割協議書の条項

第〇条 長男〇〇〇〇は下記記載の不動産を取得する。

記

(1) 土地

所 在 〇〇市〇〇町〇〇丁目

地 番 〇〇番〇〇

地 目 〇〇

地 積 〇〇平方メートル

(2) 建物

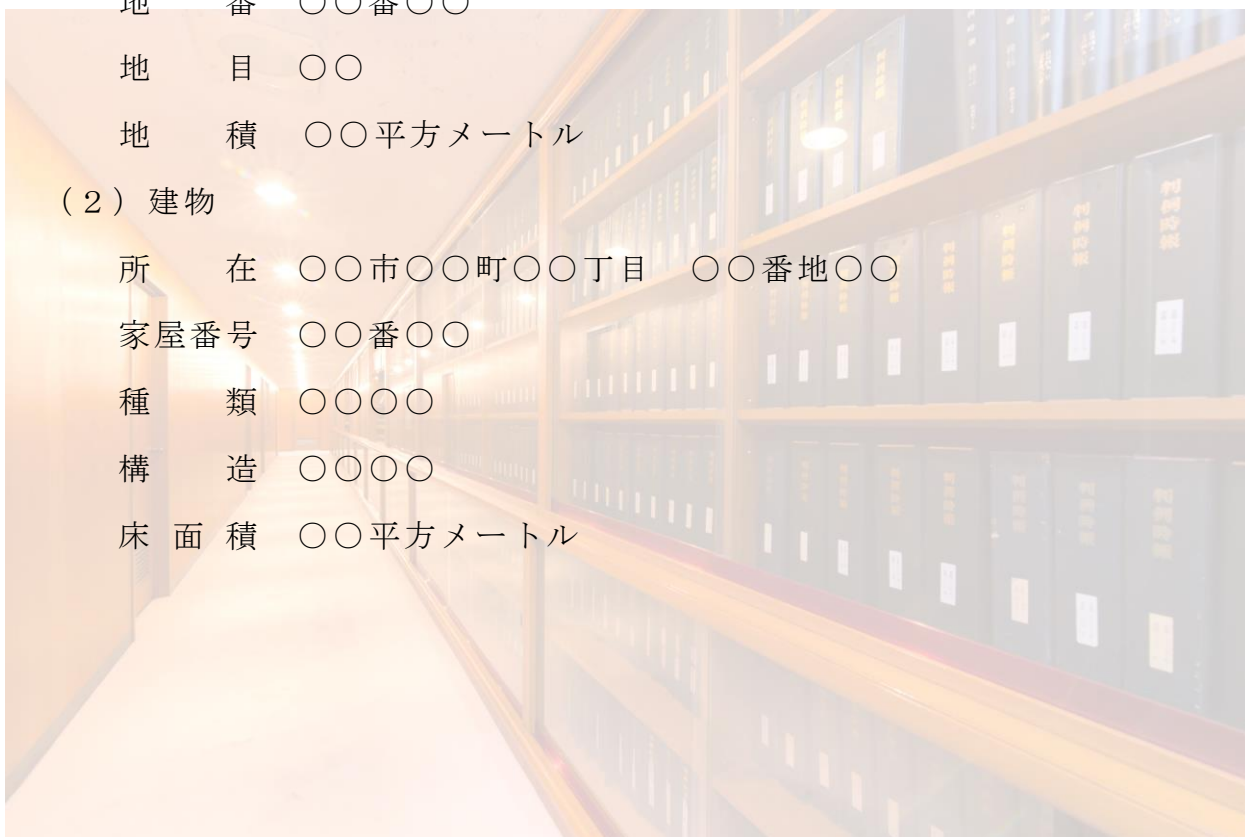
所 在 〇〇市〇〇町〇〇丁目 〇〇番地〇〇

家屋番号 〇〇番〇〇

種 類 〇〇〇〇

構 造 〇〇〇〇

床面積 〇〇平方メートル



解説

被相続人、相続人の表示は、登記手続等が適確にできるよう、戸籍謄本や住民票の写しにより確認し、正確に記載する。

不動産の表示は、登記簿謄本により確認して記載する。未登記の場合には、固定資産税課税明細書の記載を参考にできるだけ正確に記載する。

不動産を取得した者は、遺産分割協議書を原因証書として単独で相続登記の申請ができる。



* 遺産分割の詳細は、<https://acsouzoku.jp/inheritance/partitionestate/>をご覧ください。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所